

会議録

令和元年度 第3回市川市男女共同参画推進審議会	
開催日時 令和2年1月23日(木) 10時00分～12時10分 開催場所 全日警ホール 2階 第3会議室の1	
内池主幹	会議の進行にあたりまして、お願いがございます。ご発言の際はお手元のマイクを発言する方にお回しください。 なお、本日、吉岡委員、また、秋元委員より、欠席のご連絡を受けております。それでは、大沼会長、よろしくお願いたします
大沼会長	ただ今より、令和元年度第3回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。 本日は、15名中13名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。 また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。
委員一同	【了承】
大沼会長	ありがとうございます。会議は公開とすることが決定いたしました。それでは傍聴人が入室いたします。
傍聴人	【入室】
大沼会長	それでは次第により会議を進めます。 議題1「市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画策定の答申案について」です。 事務局から説明をお願いいたします。
六郷課長	男女共同参画・多様性社会推進課 六郷です。本日はどうぞよろしくお願いたします。 着座にて失礼いたします。 議題説明の前に、前回、11月7日の審議会における審議内容に関しての補足と、来年度の組織改正に関してご説明させていただきます。 始めに、前回の審議会における事務局からの回答につきまして、補足説明をさせていただきます。 蔵委員より、資料1の59ページの中ほどにあります、基本計画における施策の68、「自立支援と更生支援」に関しまして、更生支援、すなわち加害者更生支援について、今後の施策をお知りになりたい、とのご質問をいただきました。 事務局からは、平成28年3月の内閣府の報告書についての説明をもって回答とさせていただきます。 具体的には、内閣府の報告書では、加害者更生支援に関して、「検討が必要である」という段階にとどまっており、現状、指針等が整備されないこともあって、いち市町村の判断で支援を行っていくことは難しいと考える旨をお話させてい

いただきました。

そうした中で、審議会後の11月末、内閣府より、DVに関する基本方針であります、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正案が示されました。

現在は地方公共団体や専門調査会からの意見聴取を終え、パブリックコメントが実施されている段階です。

示された改正案の主要なものとしたしましては、令和元年度のDV防止法の改正を踏まえ、DV被害者支援に児童相談所等を巻き込み、DV対応と児童虐待対応の連携協力の実効性を向上させることとした修正、そして、行政と民間シェルターの連携強化を図ることとした修正、の2点が取り上げられております。

また、改正案の詳細を見てまいりますと、加害者更生支援の箇所につきましても、改正の対象とされており、これまでの「調査研究の推進に努める」という表記にとどまっていた箇所が、「地域社会内における加害者更生プログラムを含む、加害者対応と連動させた、包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める」という、より踏み込んだ表記が案として示され、平成28年3月時点より、国が加害者更生支援について具体的に動き出そうとしていることがわかります。

3月には、決定した基本方針が告示される予定となっておりますので、国や県との足並みをそろえ、今後、同じ質での支援を行えるよう検討してまいりたいと考えております。

補足説明は以上となります。

次に、組織改正についてです。

令和2年度に向け、市川市における組織改正が検討されております。当課の課名が、現行の「男女共同参画・多様性社会推進課」から、4月以降は、「多様性社会推進課」となる予定です。

今回、変更を予定しているものは課名のみであり、関係条例や男女共同参画センターの名称変更はございません。

課名変更が決定した場合は、第7次実施計画及び第4次DV防止実施計画におきまして、現状、「男女共同参画・多様性社会推進課」の表記となっている箇所が、全て変更後の課名となります。

なお、当課以外にも、組織改正に伴う課名変更があった場合は、事務局にて速やかに対応させていただきますので、ご承知おきください。

以上、前回の補足と組織改正についてのご説明でした。

それでは、議題に関するご説明に移ります。

本日お配りした資料5をご覧ください。令和元年12月21日から令和2年1月19日までの30日間を意見募集の期間といたしました、本計画案のパブリックコメントの実施結果になります。本計画案に対しては、2名の方から合計5件の意見が寄せられました。順にご説明してまいりたいと思います。

まず、1件目、市川市の男性職員の育児休業取得に係る目標設定についての

ご意見です。

市職員の育児休業等の取得に関する目標設定は、他部署所管の計画によるものですが、資料1の39ページ、進行管理事業の19、「市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信」等で、市職員の、育児休業、介護休暇等の取得促進のための土壌づくりに寄与してまいりたいと考えます。

次に、2件目、成果指標と進捗管理事業の中で、目標値を矢印表記としている箇所につきまして、矢印ではなく数値にするべきではないか、とのご意見です。

計画策定時におきまして、現状値を取れていない新規の目標値に関し、矢印の表記を行っておりますが、第7次実施計画期間をとおして現状を把握し、第8次実施計画では、具体的な数値を目標値として設定できるようにしてまいります。

次に、3件目、進捗管理事業のうち、現状より低い目標値を設定している箇所について、少なくとも現状と同じ数値を設定すべきではないか、とのご意見です。進捗管理事業の4、8、9の3つが例として挙げられました。

該当箇所の1つめは、資料1の19ページ、進捗管理事業の4、「市職員への男女共同参画に関する研修の実施」です。

取り組みの内容は、市の職員も受講対象としたワークライフバランスセミナーの開催です。現状値である平成30年度は、セミナーの開催に加え、男女共同参画に関する内容が新規採用職員研修のカリキュラムの中に取り入れられたことから、実施回数としてカウントし、実績が2回となりました。

しかしながら、職員研修のカリキュラムは流動的であり、当課にて確実に実施をすべきワークライフバランスセミナーの開催を目標値として設定し、そのほか、できる範囲において、職員に対して男女共同参画に関する研修の機会を検討してまいります。

2つめ、資料1の25ページ、進捗管理事業の8、「男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施」です。

男女共同参画センターで実施する主催講座等の実施回数を目標値として設定しております。こちら先ほどと同様、着実に実施すべき講座回数を目標値とし、その他、講座実施の機会を検討し、適宜、需要や必要に応じた講座を実施してまいります。

最後に26ページ、進捗管理事業の9、「市職員への男女共同参画に関する情報の発信」です。当該事業では、年4回の発行を目標に、市職員に対し、「男女共同参画レター」を配信しております。男女共同参画週間や、女性に対する暴力をなくす運動、人権週間、多様性に関すること等、男女共同参画に関する旬の話題をそれぞれ特集し、職員に対して広く情報発信を行うものです。平成30年度は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたことを受け、号外として1号多く配信を行ったことから、実績が5回となりました。

こちらこれまでの事業と同様、押さえるべき話題を着実に配信した上で、その他、適宜、男女共同参画の話題を号外として取り扱うことを検討いたします。

続きまして、4件目のご意見に移ります。進捗管理事業の目標値に「〇〇以上」と表記している箇所について、「以上」という表現は消極的な印象を受けるため、

適切でないのではないか、また、重点事業に関しては、現状以上の目標値を設定すべきである、とのご意見です。

これまでの審議会にて、委員の皆さまにもご説明したところですが、本計画における目標値の「〇〇以上」という表現は、当該事業に対し積極的に取り組んでいくとの趣旨で設定をしており、これは重点事業においても同様です。事業の展開にあたっては、市民に対し、消極的な印象を与えることがないように、年次報告等におきまして、目に見える形でも成果をお分かりいただけるような取り組みを引き続き行ってまいります。

5件目は、資料1の57ページ、基本計画における施策の65、「性の商品化の根絶」に関するご意見です。

この箇所に関しましては、進捗管理事業ではなく、教育センターが所管する「青少年有害図書地域での見回り」が関連事業として位置付けられておりますが、本事業では、ご意見の趣旨にあるように、出版物に対して新たな規制を設けたり、監視をするものではないことから、本計画とは趣旨の異なるご意見として判断しております。

以上5件がパブリックコメント実施期間に寄せられたご意見となります。いずれもご説明のとおり、皆様にご審議いただいた本計画案の修正には該当しないものと判断しておりますが、いただいたご意見の真意を反映できるような事業展開を心がけたいと思います。

最後に、お手元の資料1と資料3をご覧ください。

市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画策定の答申（案）となります。

資料1の1枚目と2枚目が答申の「かがみ」となっており、3枚目以降が計画という構成になっております。

これまでの審議会にて、委員の皆さまから頂戴したご意見等を踏まえ、資料1の答申（案）の別紙として、資料3を作成いたしました。

資料3では、答申に至る背景と、これまでの審議会を通じて、委員の皆さまからいただきました、本実施計画を遂行していく上でのご意見、及びご要望を提言としてまとめさせていただきました。

それでは、資料3の提言部分を読み上げさせていただきます。

提言1

主要課題1「あらゆる分野への男女共同参画の促進」における個別課題1「政策・方針決定過程への女性の参画」について。

世界経済フォーラムが公表している、各国の社会進出における男女格差を示すジェンダーギャップ指数について、令和元年、2019年の世界における日本の順位は153か国中、121位と過去最低の順位、主要7か国、G7では最下位という残念な結果であった。

この理由としては、政治分野への女性の進出が遅れていることなどが挙げられている。国は議会に女性が参画することで、より暮らしやすい社会を構築することを目的に、平成30、2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行したものの、女性議員の割合は低い状況にある。

	<p>本市においても女性議員は42人中6人、全体に占める割合としては14.3%と、近隣市と比較して低い結果になっている。</p> <p>男女が共同して参画する民主政治の発展を目指すためには、女性に政治を身近に感じてもらえるような講座を企画する他、近い将来、政治家が職業選択のひとつとなるよう、資料などの情報提供が円滑に行える環境を整えるなど、情報発信においては手法や表現について創意工夫を図られたい。</p> <p>2 主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」における個別課題20「被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援」について。</p> <p>人権を侵害するDV及び児童虐待については、千葉県内においても深刻な事案が発生しており、DV被害者への相談体制の強化、支援の充実はこれまでどおり重要課題といえるため、今後も相談業務に携わる職員の資質の向上に努め、支援にあたっては関係部署との連携をより一層強化し、確固たるものにされたい。</p> <p>一方でDV加害者の更生支援に関しては、加害者更生支援研修等に担当職員が積極的に参加し、支援のあり方について調査・研究を行なう他、市川市主催によるDV防止講座では、「アンガーマネジメント講座」など、怒りをコントロールする手法を学ぶ内容や、「コミュニケーション講座」など、互いを思いやる心の醸成を推進するなど、人権意識の高揚を図る具体的な講座を引き続き実施されたい。</p> <p>3 成果指標と現状値の把握について。</p> <p>今回のみならず、過去における実施計画においても、成果指標についてはモニター制度アンケートを利用し現状値を把握しているが、現状の把握方法では登録者が限定されることから、回答内容が偏り、市民の意見として把握するには若干の違和感がある。</p> <p>今後の計画策定にあたっては、幅広い年代からの意見を把握したうえで、より具体的な事業が展開できる把握方法を検討されたい。</p> <p>4 その他。</p> <p>本市はこれまで、男女が対等な立場で、自らの意思で社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、共に責任を担う、男女共同参画社会の実現を目指してきた。</p> <p>次期計画においても、市川市民一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるよう、各種事業の展開を図られたい。</p> <p>提言は以上でございます。</p> <p>今年度、第1回、第2回審議会における審議内容、および、先にご説明いたしましたパブリックコメントの実施結果を受けまして、資料1および資料3からなる本答申案をもちまして、市長への答申を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>第7次実施計画策定の答申案についてのご説明は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>委員の皆様から何かご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは門倉委員お願いします。</p>
門倉委員	<p>私が知らないということだけなのですが、教えていただきたいということで、</p>

	<p>23ページに「BJプロジェクト」というのがあって、この前ご説明があったような気もするのですが、防災施策に幅広く女性の視点を反映させるものであるという、BJというとちょっと具体的によくわからないので、説明があったかもしれないのですが、教えていただければと思います。</p>
大沼会長	<p>それでは事務局からお願いします。</p>
内池主幹	<p>お答えいたします。「BJプロジェクト」のBJなのですが、こちらは「防災女子」ということになります。災害時、火災時に女性の視点をどのように活かしていくのか、それをどのように市民に還元していくのか、活動の総称というところで、庁内で職員を募集いたしまして、数年前から活動をしているものになります。</p> <p>例えば、和洋女子大とコラボさせて頂いたりなどしていると思うのですが、色々な所に、消防など見学をさせて頂くなどいたしまして、最終的に一番最初のプロジェクトが出来上がった段階で、そのメンバーで実際に災害時にはこういったものを女性は特に揃えていた方が良いのではないかと、というような、災害時に準備しておくようなグッズをまとめまして、庁内や市民向けに公表しているような形です。現在はそれを「アドバンス」という形で引き続き活動が行われているという風に把握をしております。以上になります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。門倉委員いかがでしょうか。</p>
門倉委員	<p>わかりました。台風など、今は思いもかけない災害がすごく起きるので、ぜひこういうことを所内だけでなく、もっともっとやって欲しいなと感じました。</p>
大沼会長	<p>昨年千葉県内で、大きな台風の被害があったばかりということで、忘れたころにやってくるではないですが、よろしく願いいたします。</p>
大沼会長	<p>はい、松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>今の意見に関連して、なんとしてもやってほしいということではなくて。こういう例もありますということなのですが、東京都の方で民間の出版会社の方とコラボして、女性の視点から防災に関してこうすると良いとか、こういう備蓄品を備えておくとか、避難所では例えばお手洗いにいくときに、一人で行かないように、誰か一緒にお手洗いに行ってくださいという様な注意事項をまとめて、割と読みやすい防災パンフレットを小冊子にして作っていて、それを男女共同参画センターでもご自由にお持ちくださいという感じで無料配布しているので、一般市民の観点からしてもとても読みやすくてわかりやすいアドバイスがたくさん書かれていましたので、もし入手していただけるようであれば入手しておいていただくと皆さんの役に立つかなと思います。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。事務局からお願いします。</p>
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございました。今の松本委員の、例としてということでお伺いいたしまして、小冊子の中身なのですが、当市の方では災害が発生した時に揃えておくものがメインで最初のプロジェクトの時に公表しているものなのですが、今のお話ですと災害があった時の女性が取る行動ですね、どのように行動していったら良いのかという様な具体的なものについてというのですか、避難所等</p>

	<p>でかなり精神的に追い詰められた様な状況でみなさんいらっしやると思いますので、その中で冷静にどういう風に立ち振る舞ったら良いのかという具体的な内容なのだとしてすごく感じましたので、ものだけではなくてそういった行動にもすごく参考になるものかなと感じたところです。ご意見ありがとうございます。</p>
大沼会長	<p>はい、松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>追加でその冊子の良かったなと思うところが、避難所にどうしても避難できない方、ペットがいらっしやるとか、避難所のキャパシティブに避難所には入れないので自宅で過ごしますという在宅避難ということについても書かれていまして、例えば窓ガラスが割れてしまっているのを段ボールを貼っておきましょうですか、鍵をかけるときでしたり、外出する時になるべくご近所の方と一緒に行動しましょう等も書かれているので、もちろん女性の視点での防災というところがすごく大事なのですが、女性だけでなく男性にとっても災害に合われたときの行動指針としてもとても役に立つ情報が書かれていたので、是非ともそういった情報が市川市のみなさんにもなるべく多くの人に知っていただけたらいいかな、と思うところです。</p>
大沼会長	<p>松本委員、貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ市川市の方でもそのような内容を盛り込んだ施策に取り組んでいただければと思います。 事務局のご意見をお願い致します。</p>
内池主幹	<p>ありがとうございます。危機管理課の方で防災の関係などは行っているところなのですが、頂いたご意見を参考に、ということで連携を図ればよろしいかなと考えますので、ありがとうございます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。それでは古山委員お願いします。</p>
古山委員	<p>今日こっち側に来るにあたって、まとめの答申等の案が出されるという中で、先ほど課名の変更ということがあって、今年度も課名自体が変わっていたわけですね。男女共同参画はもちろん中心テーマなわけですが、そこに多様性というのがダイバーシティという方向性が今年度からある部分なのかなと、また来年度課名がそういう風になるということはですね、それがかなり明確になるのかなと思っていまして、答申の中にダイバーシティという言葉を入れるのは唐突すぎますし、それが言葉としてどうなのかということもあるのですが、そういうものを答申の中に盛り込めたら良いのかな、という気はしております。</p> <p>ただ、読んでいくと素晴らしくまとまっているので、もし多様性みたいな言葉を入れられるとしたら、本当に一番最後のところで、例えば最後の2行のところで、「次期計画においても、市川市民一人ひとりが自分らしく輝いて多様な生き方ができるような」のような、付けて足したようなものですが、ただ審議会の方向性がそういう方向性であるし、これから第7次の実施計画に沿って活動してさらに第8次に向かっていく時に、そのようなものも大事なのかなと思いました。以上です。</p>
大沼会長	<p>古山委員、ありがとうございます。ただ今の古山委員のご意見に対しまして事務局からもしありましたらお願いします。</p>

内池主幹	<p>ご意見ありがとうございます。多様性社会推進課の課名に変更になる予定というところで、先ほど課長の六郷からご説明させていただいたところです。委員がおっしゃる通り多様性は今色々な所で耳にするようになったという風に思います。市川市の考え方といたしましても、男女の中に多様性というのではなく、多様性社会の中に男女も入っているという様な考え方になっております。そういった意味で、今男女というのと多様性社会というのが、課名で並列になっている状況なのですが、今の市川市の考え方ですとその並列自体がおかしい、もう少し多様性の中に包括されるのではないかと、ということで多様性社会推進という課名に変更の予定になっております。</p> <p>多様性というのは性的マイノリティ等がクローズアップされがちなのですが、地域には障がいを持っている方、高齢の方、外国人の方、あと赤ちゃんであったり色々な立場の方がお住まいですよ。性別などにとらわれるのではなくて、とにかく地域に住んでいる色々な立場の方の色々な力を借りて、良い地域づくりを行っていくという風に考え方が大きく全国的にシフトしているのかな、ということです。そういった面では、先駆的な変更になるかなと思いますので、今委員の方からご意見を頂けて大変感謝いたします。ありがとうございます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。課名変更の経緯と言いますか、お考えのある変更であったということです。その他委員の皆様の中でご意見ある方は。門倉委員お願いします。</p>
門倉委員	<p>本当によくわからないのですが、現在の障がい者支援課でしょうか、そうすると、多様性社会推進課の中に男女共同参画とか高齢者とか障がい者とかそういうものがみんな入ってくるという様な組織変更ということなののでしょうか。このようなことで時間をとって申し訳ないのですが、なぜ方向として多様性の中に全部入るとことはよくわかったのですが、それはいったいどのようなことを意味しているのかということが良く分からないので、教えていただければと思います。</p>
大沼会長	<p>ただ今の門倉委員のご質問に対して、事務局からお願いいたします。</p>
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございます。たしかに門倉委員がおっしゃるように、イメージはついて、なかなかそれで実際どういうことをやっていくのかというところでは、概念的なところもあつたりしまして難しいかな、というのは感じているところです。市役所の中で課の担当部署がございますので、例えば外国人の関係であれば国際政策課であつたり、今おっしゃられました障がい者の方の関係であれば障がい者支援課があつたり、高齢者関係ですと介護保険課であつたりなど、そういった部門ごとに分かれていまして、それぞれの部門で細かい具体的な活動等は行っております。次年度から本課の方で課名が変更されて多様性社会推進となった時に、それぞれの課で行っているものを総括ではないのですが、全体的に今後市の方向性としてそれぞれの部門で縦割りではなく、横並びでみんなて手をつないでやっていきましょう、という様な啓発や推進、考え方について本課の方では庁内でも統制を図っていくという形になるのかな、という風に思っております。ですので、本課の方では各部署と連携を強化していくというのが大きなポイ</p>

	<p>ントになっていくかと思えます。すべて本課の方で行うというのではなく、既に部署ごとに行っているものがありますので、それをより深める若しくは現状に合わせていくというような形です。とにかく手をつなぐところがたくさん出てくる、というところですか。それで縦割りではなく横並びになって、手をつなぐ、輪が広がって大きくなっていきますので、市全体、庁内全体が一体になっていくというようなイメージになるのかな、という風に思えます。具体的には色々やっている部署と連携をしていく、啓発を推進が主になってくるかなというところですか。説明が足りず申し訳ございません。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。より今の説明でよく分かったかな、と思えます。</p>
門倉委員	<p>多様性推進課になって大変になるのではないかと。</p>
大沼会長	<p>そうですね、啓発や推進、そして手をつなぐ仲立ちとなって、色々な部署を繋いでいく、リードしていくという課になる。</p>
門倉委員	<p>横並びということで、そうなればとても良いことだなと思えます。</p>
大沼会長	<p>課名の変更に関しては何かご意見は。蔵委員よろしくお願ひいたします。</p>
蔵委員	<p>7ページの主要課題4、そこに「男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実」と、私はよくわからないので教えていただきたいのですが、家庭には母子家庭と父子家庭があるので、母子家庭の中では女の子ばかり、父子家庭の中では男の子ばかり。これ男女協力よりは家族協力の方が良さそうな気がしますけどどうでしょうか。その言葉は2つに分けて家族が協力して家庭の確立と、あと男女が支え合う福祉の充実。その方が自然なような気がしますけど如何でしょうか。</p>
大沼会長	<p>7ページの主要課題の4の、「支え合う家庭」の続きで、「家庭内の協力の確立」と。</p>
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございます。今、蔵委員の方からご意見を頂きまして、主要課題4の男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実といった部分で、父子家庭と母子家庭がそれぞれありますので、主要課題の文面を検討してはどうかというお話だったと思えます。</p> <p>今回、市川市の男女共同参画基本計画に基づいて実施計画を策定するところなのですが、基本計画自体の目標年度がもうしばらく続く形で、計画期間が平成37年まで、2025年まで連続する形になりますので、それに基づいての実施計画ということになります。現時点で実施計画の中で主要課題を変更していくということがかなり難しいかな、という現状でございますので、ご意見として、確かにそうだな、そういう視点もあるなと感じたところですので、ご意見として賜りまして、今回はご容赦頂けたらと考えております。以上になります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。よく分からなかったので申し訳ありませんでした。母子家庭、父子家庭があるのに男女ということ。</p>
蔵委員	<p>それだけではなく、全体を見れば女性か男性だけの場合もありますので。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。平成37年以降のところでもし名称変更になればいいと思えます。蔵委員ありがとうございました。</p> <p>その他委員の方でご意見ございませんか。</p>

	門倉委員お願いします。
門倉委員	私もこの提言を読んで、このようにちゃんとまとめられるのだと思ったのですが、その中でも政治分野における男女共同参画推進ということが今回の審議会の方針として一番頭になっていたと思うのですが、それについて本の中の19ページになるのだと思うのですが、5番の政治分野における男女共同参画推進のための情報発信、しかも新規ということで、ここを新しく提案するという風に読めるし、先ほども日本の政治的な指数が121位ですか。ということもあってこれが出てきたということは、私はとても素晴らしいと思うのですが、それについてでは具体的に目標がどうかと言うと、情報発信の回数1回となっているので、せっかくこのように答申をするのだったら、この書いてある回数を、しかも独自の課題として、もっと多彩な色々なものをやったら良いという様なことも書いてあったので、1回というのをもう少し何とか増えませんかと思うのですが。
大沼会長	ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。
内池主幹	ご意見ありがとうございます。こちらの目標値というところで、確かに1回と書いてありますので、これでは少ないという印象というのは、新規ですしというところでもっともなご意見かな、という風には思っております。こちらの情報発信の1回につきましては、先ほど男女共同参画レターですね、それについて1回は発信する。そのレターが年4回発行されているのですが、その中が政治分野の関係だけではなくて、人権に関することでありますとか、色々な分野を発行している形になります。その内の1号を政治関係で、ということを考えていたのですが、事務局の方で想定しておりますのが、こういった内容のものを市川市の主催講座、いくつか行っているのですが、その講座でもこういったものを手元に配布していこうか、という風にも考えております。それ以外にも市民祭りのようなイベント等もございますので、そういった周知できる、尚且つ市民に直接手元に届けられる機会等を大切にして参りたいという風に考えてはおります。そういった1回以外の後ろの部分と言うのですかね、想定している活動部分もございますということでご理解いただけるとありがたいです。以上になります。
大沼会長	ありがとうございました。ここには見えない発信があるということで、理解いたしました。 その他ご意見ありましたらお願いします。 松本委員お願いいたします。
松本委員	パブリックコメントでいただいていた男性職員の育児休業なのですが、お仕事が忙しい中で職員の皆様が育児休業を取得するのは難しい面もあるかとは思いますが、やはり民間に勤めている立場からしますと、公務員の世界がまず先例を作ってやっていただくと民間企業の方も後に続きやすいというところがありますので、色々大変かとは思いますが、職員の皆様に育児休業を取得していただくと民間の立場からすると、役所がやっているから我々もやろう、という気になりやすいので、大変かと思うのですが是非とも取り組んでいただければと思います。 どうしても育児が女性のものって考えられやすいことのひとつが、育児休業を

	<p>女性はたくさん取得されてらっしゃるのですが、8割から9割の女性の方は民間を含めて取得されているのですが、男性の育児休業3%台でたしか推移していたと思います。今5%になんとか上げられないかというところで民間も苦労しているところかと思うのですが、役所の公務員の方たちって割と民間からすると、パイオニアと言いますか、先にそういうところに取り組んでくださるからこそ民間も進みやすいというところもありますので、休業を取られている方のフォローをどうやって構築していくかということも含めて、民間の手本になっていただきたいと思うところです。よろしく願いいたします。</p>
大沼会長	<p>事務局からありましたらお願いします。</p>
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございます。公務員というか自治体の方で取り組むと民間でも取り組みやすいというご意見だったかと思えます。市川市の方でも、平成27年の8月に女性の職業生活に向けた活躍の推進に関する法律に基づきまして、特定事業主の行動計画というものを策定しております。それからそれとは別に平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、現在第3次なのですが、市川市役所次世代育成支援行動計画という二本の計画を持っておりまして、そちらでやはり男性職員の育児休業の取得率ということで目標値というものを設定して、関係部署、所管部署が取り組んでいるというような形です。現在ですね、両方の計画が今年度までの計画期間になっておりますので、また新たに4月からの分で策定をされるかと思えます。今参考程度なのですが、平成28年度、29年度、30年度と、お手元にある資料での率ですと、男性職員の育児休業の取得率が平成28年度は7.69%で、こちらの対象者が52名いたということですがその内の4名、29年度は14.04%で対象者が57名おりましてその内の8名、平成30年度は4.48%で67名対象がおりまして3名という形で、28、29と倍近く上がっていたのですが、平成30年度は随分下がってしまったという形です。これがどうしてなのかや、今後の目標値というところでは所管部署の方でまた目標値の設定ということが新たにされるかと思えますので、私共の方でも注視して参りたいと思えます。また、連携も図っていきたいと思えます。ありがとうございます。以上でございます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。子育て支援に関してはベビーシッターさんとか小規模保育所とかたくさん作っていただいているところかと思えますが、やはり夫の方の支援というものが一番心強いものだと思ひまして、ぜひ男性の育休取得率が今後も高まっていく事を希望しております。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>萩原委員お願いします。</p>
萩原委員	<p>提言の部分で1つは感想なのですが、提言の1のところの女性の議員が少ないという辺りがありまして、それと資料1の19ページの女性の管理職が少ないということがありますので、この文章両方とも見ているとやはり女性の意識の高揚というものが1つの政策としてあるのかなとは思いますが、もう1つはやはり男性がどう女性議員の増加や管理職を増やすとか、そのあたりをどう考えていくか、という辺りの事はこれから、ここではちょっと時間がなかったのですが、環境の</p>

	<p>整備ということで多分入ってくるかと思しますので、私も男性なので考えていかなければならないと思います。1つだけ、提言の1の裏面の「政治家が職業選択のひとつ」ということで、これは一般的な言葉なのでしょうか。職業ということで思っている人もいるだろうし、世の中には職業ではないと思っている人もいるかもしれませんが、これは国の方が出しているものにもそういう風を書いてあるのかなと、そこだけ教えてください。</p>
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございます。こちらの文面、「政治家が職業選択のひとつ」という部分にかなり強調して書いてあるかなという風にも取れますので、また事務局の方でも検討させていただきたいと思います。国であるとかがどういった表現をされているかというところと、提言としてもう一度どういった形で表現したら良いかということを検討させていただきたいと思いますので、会長にもご相談させていただくことがあると思います。その際はどうぞよろしく申し上げます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。政治家は職業のひとつであるかという疑問を投げかけていただいてありがとうございました。</p> <p>その他にご意見等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画策定の答申案について皆様からのご意見は以上でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは最後に私からもこれまでの審議会の中で感じたこと、思いについて進行の立場ではございますが多少の発言をさせていただきたいと思います。</p> <p>結論から申し上げますと、答申案の4の「その他」の部分についてですが、もう少し踏み込んでいただけたら良いかと思えます。これまでの審議会では、委員の方々がそれぞれ様々なご意見を、経済分野や人権擁護委員として、そして、福祉部門や学校現場、DV防止の専門家の方々、国際交流の経験者の方、いろいろなご意見を頂くことができました。また、市の主催の事業に参加された松本委員、率直な意見やご要望をたくさん伺いました。その他、性別のマイノリティですか、LGBTの方々に寄り添ったご意見など、多岐に渡るものをいただいてまいりました。そういった意見は、市川市にお住いの、それこそ多様性を踏まえたすべての方々の人権が尊重され、その人らしく生きいきと暮らせるためにはどのようにしたらよいのか、という側面に沿った率直なお考えに基づくものだと思ひまして、つきましては、こうした意見を「今後への展望」という意味も含めまして、答申に追加で反映させたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>【了承】</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。先ほど、事務局から4月より多様性社会推進課に課名が変わることが検討されている、との説明がありました。</p> <p>今、大まかに考えておりますのは、これまでの男女共同参画社会の実現に加えまして、最近よく耳にします、多様性、という、これまでの男女といった性別だけではなく、さきほどのご発言にもありましたが、様々な年齢や国籍、障がいの有無、家庭の構成など、そういった様々な方々がいらっしゃる。そういった違いに関わらず、みんなの人権が尊重されて、違いや共通点を認め合いながら、みんな</p>

	<p>なが活躍できる社会を目指して欲しいといった願いを込めて答申を締めくくることができればと考えております。よろしいでしょうか。</p> <p>今後、本日意見をいただいた部分は修正、調整をしまして、皆様に確認いただいたのちに、答申を行うという流れになります。</p> <p>以上を前提として、計画自体をご了承いただけることでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	【了承】
大沼会長	<p>それでは皆様のご了承を頂いたということで、続きまして議題の2に移りたいと思います。</p> <p>議題の2「市川市男女共同参画基本計画第4次DV防止実施計画案策定の答申案」について進めてまいりたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
六郷課長	<p>それでは、引き続き着座にて失礼いたします。</p> <p>お手元の資料6をご覧ください。</p> <p>本計画案のパブリックコメントの実施結果でございます。</p> <p>第7次実施計画案と同様に、令和元年12月21日から令和2年1月19日までの30日間を意見募集の期間といたしました。本計画案に対しまして、パブリックコメント実施期間中に寄せられた意見はございませんでした。</p> <p>続きまして、お手元の資料2と資料4をご覧ください。市川市男女共同参画基本計画 第4次DV防止実施計画案の答申案となります。</p> <p>資料2の1枚目と2枚目が答申の「かがみ」となっており、3枚目以降が計画という構成になっております。</p> <p>これまでの審議会にて、委員の皆さまから頂戴したご意見等を踏まえ、資料2の答申案の別紙として、資料4を作成いたしました。</p> <p>資料4では、答申に至る背景と、これまでの審議会を通じて、委員の皆さまからいただきました、本実施計画を遂行していく上でのご意見、及びご要望を提言としてまとめさせていただきました。</p> <p>それでは、資料4の提言部分を読み上げさせていただきます。</p> <p>提言1</p> <p>基本目標Ⅰ 「DVを許さない社会づくり」における取組の方向1「DV防止の啓発」について。</p> <p>DV、ドメスティック・バイオレンスについての正しい知識と理解を得るための情報提供については、例えばこれまで実施してきた講座に加え、市民がイメージを作りやすいよう、媒体等としてふさわしいものを選定するなど工夫を図りたい。</p> <p>加えて、年々増加している市内在住外国人が、地域社会の構成員としてより安心・安全に生きていくことができるようにするための環境整備の1つとして、多言語による相談窓口周知カードを外国人登録状況に応じ、適宜、作成・更新されたい。</p> <p>2 基本目標Ⅳ 「DV根絶の推進体制」における取組の方向9「関係機関・関係部署との連携」について。</p>

DV加害者の多くは、保護者等から虐待を受けた経験を持つとも言われている。日常的に虐待を受けて育ったことで、親からのしつけと誤解しているケースも見られ、成長したのち、自分の子どもやパートナーにも同様に接するようになり、児童虐待やDVに陥る場合がある。

このように、DVと児童虐待は密接な関りがあるため、DV根絶のためには、ハイリスクアプローチのみならず、何らかのポピュレーションアプローチが必要であろう。

特に、幼少期は母親との信頼関係を築き安心した環境で社会性を身につけていく重要な時期であるため、母子保健の充実を図ることがDV、児童虐待のリスクを下げる有効な第一歩となると考えられることから、児童虐待関係部署と共通認識をもったうえで、協働・連携に取り組みたい。

3 成果指標と現状値の把握について。

e モニター制度アンケートにおいて把握しているが、現在の把握方法では登録者が限られることから、回答内容が偏り、市民の意見として把握するには若干の違和感がある。

今後の策定にあたっては、幅広い年代からの意見を把握したうえで、より具体的な事業が展開できる把握方法を検討されたい。

4 その他。

上記の他、次の意見が出されたので、事業実施等の参考にされたい。

「DV加害者への更生支援」について。

現在、日本ではDV加害者に対する法的な枠組みは、保護命令しかなく、これに違反した時に初めて刑事罰の対象となる。

裁判所命令による加害者プログラム実施は先進国の多くで行われているが、日本では行われていない。そのため、結果的に加害者への働きかけはほとんど行われず、加害者の行動は変わらないまま再現されがちであり、DV根絶の解決にならない。

DVや虐待は、家庭内など閉鎖的な環境のもとで起きることが多く、表面化しにくい特性がある。そのため表面化した時には、被害が深刻化していたり、悲惨な事件にまで及ぶことが少なくない。

DVや虐待は犯罪となり得る重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

DV根絶のための解決方法の1つとして、公的な加害者プログラムの開発が必要であると考えため、引き続き国及び県と連携を図りながら、調査・研究に取り組まれると共に、加害者自身の気づきを得させることに着目した働きかけに尽力されたい。

提言は以上でございます。

今年度、第1回と第2回審議会における審議内容、および、先にご説明いたしましたパブリックコメントの実施結果を受けまして、資料2および資料4からなる本答申案をもちまして市長への答申を行ってまいりたいと考えております。

	第4次DV防止実施計画策定の答申案についてのご説明は以上となります。
大沼会長	事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見等がございましたらお願いいたします。 松本委員お願いいたします。
松本委員	資料4の幼少期の母親との信頼関係のところなのですが、確かに育児に関わっている人は今の日本では女性が多くて、女性がファーストパーソン、一番重要な保護者ということになりやすいとは思いますが、先ほどの蔵委員の母子家庭や父子家庭の話がありましたように、父親が子どもの第一養育者であるケースもあるかと思えますので、母親に限定しない方が良いのではないかと思います。 親子関係のところにアプローチしていくのはとても大切ということはその通りなのですが、例えば専業主婦で母親が育児を主に担っていますという家庭の場合でも、父親が子どもやパートナーとどう接していくかというところがDVに該当してしまうこともあるかと思えます。 正直私の家庭も母がファーストパーソンではあったのですが、父がパワハラモードな人だったので、やはりそこで虐待とかDVというところは私自身が学ぼうと思ったきっかけになってしまったところなので、親子関係というところ、特に子どもが幼い頃からの親子関係というのは是非、親子教室みたいなところが、妊娠中の母子学級というところに多分今はお父さんも参加できるようになっているかと思うので、そこからアプローチをしていただきたいと思えます。
大沼会長	ありがとうございました。基本目標Ⅳのところの一番最後ですね。すらっと読んでしまったのですが、「幼少期は母親との信頼関係を築き」という部分で、保護者に変えたらというご意見でしたがいかがでしょうか。
内池主幹	ご意見ありがとうございます。今の保護者ではどうかというご意見もございましたので、そちらの形で検討ができればという風に思っております。ありがとうございます。
大沼会長	日頃すらっと読んでしまっているところですので、子育てというどうしてもお母さんと子どもを中心にとということですが、これからは積極的にお父さんにも参加していただくというような方向ですね。 他に委員の方からご意見等ありますでしょうか。 本橋委員お願いします。
本橋委員	今読み上げていただいた資料4の1番最後の4 その他の本文の中で、日本ではDV加害者に対する法的な枠組みは、保護命令しかなく、これに違反した時に初めて刑事罰の対象となるとあるのですが、これがもしかしたら不正確なのかなと思ひまして、強調されたいのは、その後の加害者プログラムが裁判所命令によるようなものが日本にはないところが恐らく強調されたい部分だと思うので、その意味ではこれでも良いのかもしれないのですが、実際には家庭内の暴力があった場合に、暴行罪とか傷害罪とかで刑事罰の対象となる場合がどちらかというところが多分そちらの方が多いので、ここの表現を「保護命令しかなく、違反した時に初めて」というのではなく、例えば保護命令や暴行罪傷害罪などの刑法犯しかなく、のような感じで書き換えていただいた方がより正確になるのではないかと思います。

	ました。以上です。
大沼会長	事務局の方からお願いいたします。
内池主幹	ご意見ありがとうございます。今頂きましたご意見のとおり、正確なものにさせていただきますと思いますので、かなり限定してこちらの方に表記させていただいてしまいましたので、ありがとうございます。変更を考えたいと思います。
大沼会長	ありがとうございました。 門倉委員お願いします。
門倉委員	先ほどの基本目標Ⅳの9の「関係機関・関係部署との連携」というところで、41ページの重点4と書かれているところで、24の「家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施」というのがあって、これがそれこそ縦割りではなくて裁判所とか警察署とか児相とか暴力に関係する機関が全部集まって情報を共有しているというすごい会議だと私は思っているのですが、それが重点なのに現在は2回が来年から1回以上となっているので、これを是非。それから扱っている事柄が非常に個人情報なので公表とかいうことはできないものなのかもしれないのですが、何らかの形で市川市の中ではこういうことが起きて、関係機関でこんな努力をしているというような発表はできないのかなと、せっかくこんな素晴らしい機関でありながら、あまり知られていない、知らせてはいけないのですかね。その辺が私はよく分からないので、せっかく重点目標に入っているのだったら、もう少し回数を開くとか、何かアピールする方法はないのかなと思うのですが。
大沼会長	ただ今の門倉委員からの質問に対して、事務局から説明をお願いします。
内池主幹	ご意見ありがとうございます。実際こういったネットワーク会議でなくとも、ケースで動きがありますとその都度検討会などを行っているような状況です。それはカウントをするのが大変なくらいしょっちゅう電話連絡とか打ち合わせであってという形で行っているような状況です。市川市全体として虐待についてどう進めていくかという考え方を統一したり、また、多部署が集まりますので多部署で一堂に調整が必要といった場合にこういった会議が開けるというような形で要綱になっております。2回を1回以上になっておりますのは、より発展的にと考えておまして、何回という風にしてしまうのではなく、必要があれば適宜開いていくというような考えのもと、1回以上という形にさせていただいております。こまめなケース検討会議等につきましては、頻繁に開催をしておりますのでご理解いただけるとありがたいと思います。 また公表する、PRする機会があればということで、たいへんありがたいお申し出を頂いたと感じております。現在この会議というのは特に公表がされているものではないのですが、かなりの個人情報をやはり取り扱うというところがございますので、臨時報告等で会議を実施している、何回実施したというところで、今現在ですと公表させていただいているという形になります。どのような形が他に来るかというのは、検討しても良いかなという風には思うのですが、かなりデリケートなことになりますので、門倉委員からのありがたい提言を頂いたところなのですが、もう一度事務局の方でも考えさせていただきたいと思います。あ

	りがとうございます。
大沼会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他委員の方ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>今の門倉委員のお話に少し上乘せしてといたしますか、確かに被害者の方のプライバシーですとか色々あると思うので、ダイレクトに公表することはもちろん絶対にやってはいけないと思うのですが、市民の立場からすると、ケーススタディーのような形で、名前を仮名にしたりですとか、実際に相談された事例そのままではなくても、一部変更したりして、こういうところからDVは始まりました、その結果暴行、傷害という重大な結果に至ってしまいました、というところなるべくみんなに知識として共有してもらいたいところは何らかの形で知れるような方法が取れると良いかなと思います。先ほどのレターのところの話にもあったのですが、例えば最初は「ドジ」や「クズ」といった小さな罵りから始まって、暴力を振るわれてしまったということがあったので、みなさん言葉の暴力で辛いなと感じたら相談に来てください、というような形ですとか、何らかの形で市民の皆さんの知識の共有と向上と底上げですよ、レベルアップしていくとやはり小さなことから気づきやすくなって重大な事件が防げるというところもあるかと思うので、そういう市民へのフィードバックというところをもう少し考えていただくとありがたいかなと思います。</p> <p>あと、実施計画の体系というか5ページのところの重点2なのですが、相談経過記録の作成、ちょうど先日もニュースで児童相談所で経過記録が取られていなかったということがニュースになってしまっていたので、相談記録を取っていただくのはとてもありがたいと思います。もちろん個人の情報が漏れないように管理のところはしっかりされていらっしゃると思うので、この記録を取っていただくということだけでも、積み重なっていくと支援の技術アップに繋がっていくと思うので、是非ともやっていただきたいと思います。</p>
大沼会長	<p>松本委員ご意見ありがとうございました。ただ今のご意見に対して、事務局の方から説明等ありましたらお願いします。</p>
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございました。一点目のケーススタディーの関係なのですが、先ほどお話いたしました男女共同参画レターであるとか、そういったところでDVはお互いの人権を尊重できていないというところから始まっているのかなと思いますので、市民の知識の普及というところも含めまして、日常会話でこういったところが、DVというよりはプラスの会話になるというところですよ、建設的な会話になるというようなどころからお知らせができていけばいいのかなという風に考えるところです。ありがとうございます。</p> <p>二点目の記録に関しましては、現在相談員が相談を受けたり私たちの方で相談を受けますと、記録は取るようになっております。確かに記録を取りますと客観的に把握することもできますし、さらに連携をするという意味では非常に重要なものになっておりますので、こちらにつきましては引き続き取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。</p>

大沼会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは他に委員の方ご意見頂戴できればと思います。</p> <p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第4次DV防止実施計画策定の答申案については以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>本日意見を頂きました部分について修正、調整し、皆様にご確認いただいたのち、答申を行うという流れになります。</p> <p>以上を前提としまして、この計画自体をご了承いただけるということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	【了承】
大沼会長	<p>会議録作成についてお知らせいたします。本日の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>続きまして、議題の3「その他」になります。委員の方々から何かございましたらお願いいたします。</p> <p>門倉委員お願いいたします。</p>
門倉委員	<p>すみません、私こういう審議会や男女共同参画の基本計画というのが、まったく素人で分かりませんで、せっかくこういう機会を与えていただきながら、どうしたらいいか、どういうことができるのか、ということがよく分からずに引き受けてしましましてやってきたのですが、最初に渡していただいた市川市男女共同参画基本計画というのをいただいて開けました時に、これが平成20年のもので、市川市長が千葉光行さんのご挨拶が載っていて、策定に当たってどのように計画を立てていくか、というようなものが載っていましたが、基本的な考え方が載っているのですが、これが先ほども最初の計画の中で主要課題とか個別課題とか施策などが載っているものがずっと続いているわけですね。この計画というのが多分この資料の中に、資料1の86ページに男女共同参画に関する国内外の動きということで、最初に国の平成17年第2次男女共同参画基本計画というのがあって、それに基づいて千葉県、それから市川市という風にだんだんと自治体のところに降りてきて、国の計画に基づいて主要課題とか個別課題とかというのが出てきていると思うのですが、これが平成17年の国の考え方とか、こうやったら男女共同参画社会になるのではないかとというものに基づいて作られているものだと思います。それが国の方ではこれは実際の社会の動きとか男女の変化とか、特に最近では既に男女どころか、LGBTの問題が出てきていて、実際に地方自治体によっては同性の人の結婚は認めないまでも、結婚は憲法なのでできないと思うのですが、地方自治体の段階で認めるという風なことになってきているわけで、先ほども結婚というのが父親と母親ではなくて保護者じゃないかとか、それから男と女じゃなくて同性で子供を育てるという家庭も出てきているとか、それは1つだけなのですけどもそういう風にどんどん実際の日本の社会変わっていったので、その後で国は第2次から現在は平成27年の第4次男女共同参画基本計画というものが出てきているわけですね。こういうものを国が下ろしたら、</p>

地方自治体はそれに基づいて考え直すということになっているらしいので、そして次の平成28年には千葉県が第4次千葉県男女共同参画計画というものが策定されているのですが、市川市の場合はこの基本計画を見るとまったく変わらず2次から4次までいっているにも関わらず、まったく変わっていない。ということは先ほど蔵委員から、男女というのは直したら良いのではないかとというご意見に対して、ここの市川市の計画では主要課題として載っているから直せないというお話だったと思います。だから平成20年に市川市が策定した基本計画というのが、今の実際の市川市の現状や県などと随分かけ離れているというか。

この基本計画は18年間いきますよということが書いてあるのですが、4ページに「ただし、近年における急速な少子高齢化・国際化・高度情報化等、男女を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行い、内容の改善を図っていきます」、と書かれているので、少なくとも平成27年に国の方から出ている基本計画や、その後千葉県の方で策定されている計画というものを取り入れるというかそっちにいてもいいのではないかと、私素人なので全然よく分からないのですが、思います。

身の回りの市の事を調べてみましたら、千葉県では国の計画を受けて主要課題とかそういうものは全部変わっています。例えば主要課題が、1.女性が活躍できる環境づくり、2.安心安全な暮らしの実現、3.男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 となっていて、それをもとに船橋市も29年に船橋市の実情を踏まえたうえで作り変えていますし、浦安市の方でも同じように作り変えていますし、鎌ヶ谷市はちょっと前だったのですが、少なくとも平成17年の国の第2次男女共同参画基本計画に基づいてはいない、というところで私はぜひ見直してもいいのではないかな、そうすると先ほど出てきたように既に社会では男と女が家庭を作るというような常識では動いていないわけだから、それに対応するような形ができていくのではないかなと思います。それともう1つ、市川市の条例というのが、教えていただいたところ、最初に市川市ではとても早い段階に男女平等基本条例を作って参画社会への動きを始めたそうですが、それがあまりに先進的というか、まだその時代に男性と女性が性別ではなく自分自身その人らしさで生きていくというものについての批判があって今の条例ができたという風に教えていただいて、市川市の条例というのがこの参考資料に載ってまして、74ページなのですが、これが平成18年に出ているのですが、この中で1回目の時に委員の方から言葉が出たと思うのですが、基本理念として男女が男らしさ女らしさを否定することなく、というこの男らしさ女らしさというのは男の人だからといって強くなきゃいけないとか、外に出て働かなきゃいけないとかそういうものはやめましょう、というのはずっと出てきている話で、それがこのまま残っている。

松本委員	すみません、条例に関しては答申の中で男らしさ女らしさをその人らしさという風に書き換えてもらえないかというところを答申に盛り込んでいただけるとありがたいです。条例の改正は議会の承認を経て。
門倉委員	すみません、もう1つ男らしさ、女らしさのところですが、家庭における実現

	<p>すべき姿として、1つはウのところ「専業主婦を否定することなく、現実には家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭」とあるのですが、今は専業主婦を否定するということは逆に見れば専業主婦はかわいそう、という風に私は読み取れてしまいます。今の時代社会に出て激烈な競争社会の中で出世もし、家庭も子育てもって押しつけられるのだったら、専業主婦で優雅に自分の主義でやっていきたいとか専業主婦をあえて選択している人もいます。だからこういうことをここに書く必要が果たしてあるのかと、それから子を産むという女性のみにも与えられた母性を尊重するとともに、父性と母性の役割を大切にとあるのですが、先ほども申し上げましたように既に同性のカップルもいるわけですし、女の人しか今のところ子どもを産むことができないので、それは動かしようがないのですが、父性と母性の役割とってしまうと、男は父性、女は母性という、要するにふたりが力を出し合って育児を担っていく、という考え方からしたらおかしいのではないかな、ということや、そのような点で条例というのはもう一回考え直さなきゃいけないのではないかなと思います。</p> <p>私は条例というものが、議員さんで作っていくといったような具体的なことはまったくよく分からないので、先ほどの基本計画についてもう1度、国の4次について変えていくことはできないかということと、条例のこういうことについては、もうちょっとなんとかならないのか、ということです。私もこのようなことはよく分からないので、考え方や言ったことが間違っているかもしれないので、その辺のことを教えていただきたくて申し上げました。</p>
大沼会長	資料の1の74ページ、市川市の条例の条文に関するご意見。
門倉委員	<p>はい、それと基本計画を書き直していった方が良いのでは、ということです。私知らなかったのですが、参画課にこれが誰でも見られるように置いてあるのですね。その時に何も知らない人が手に取ったら千葉市長が出てきた、ということと、主要課題と個別課題が既に今の時代に合っていない。</p> <p>ただ、実際の事業などは本当に今に合っているという気がします。今までに皆さんで討議してきたことがきちんと市の職員の方が色々な答申を受けて、そのように事業をしていらっしゃると思うので、せっかくそんなにやっていらっしゃるのなら、見直して変えても良いのではないかという風に思ったわけです。</p>
大沼会長	ありがとうございました。市の基本計画と条例に関するご意見でした。事務局から何かご説明ありましたらお願いできますか。
内池主幹	<p>ご意見ありがとうございます。まず先に1点目の基本条例の関係なのですが、条例につきましては門倉委員のおっしゃるように、今の現実、現状と相反するところがあると感じられている委員や市民の方も多くいらっしゃるかもしれないです。時代は本当に流れておりますので、移り変わりが激しいです。そこでその都度条例を作っていくということになりますと、条例は法律の次に自治体ができることができる自治体の法律と同じような概念になりますので、非常に重要なものになってまいります。その重要な条例を策定するというに当たっては、もちろん慎重に、ある程度の時間を割いて中身も吟味しまして、策定をしていく形になるかなと思いますので、門倉委員からいただきましたご意見があったというこ</p>

	<p>とをこちらの方では真摯に受け止めさせていただきたいという風に考えております。ありがとうございます。</p> <p>2点目ですね。基本計画の方なのですが、市川市男女共同参画基本計画改訂版の4ページの計画期間のところ、カッコ書きのところ、ただしということで内容の改正見直しを情勢の変化に対応するために図ってまいります、というような形で書いてあります。浦安市が千葉県や国に合わせるような形に変更になっているということなのですが、浦安も大きな基本計画がありまして、その中で実施計画というものを細かく前期と後期に分けておりますが、間の中間年で中間見直しというものを行うということになっていまして、それがちょうど重なったのかなという風に感じているところです。県の基本計画に関しましては、基本計画と実施計画が合わさったような形の計画になっておりまして、より市民に近い自治体、市川市や市区町村については、基本計画だけではなくどういった政策を具体的にやっていくのかというような内容が書かれている実施計画を、3年毎に小刻みに策定して事業を展開している形になりますので、先ほど申し上げました4ページの計画期間の見直しを行い内容の改善を図っていきますという部分が、特に実施計画の中で3年で刻んで事業を合わせている。その際には、県の基本計画なども参考にさせていただいているというような形で理解いただきたいと思います。事務局からは以上になります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。条例の見直しは時間がかかるけれど、ご意見として頂戴していくということでした。また、基本計画に関しては、より身近な具体的な施策として内容でやっていращやるということです。</p> <p>他にその他のご意見として頂けましたらお願いいたします。</p> <p>松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>先に事務的なことになってしまいますのですが、来年度の審議会の日程を教えてくださいたいのと、あとまだ時間がありそうなのでできれば市川市に住む外国人の方のことについて、来年度から多様性社会推進課ということに変わると思うので、できれば外国人の方の意見をどう市政に取り入れていくかということですか、実際に住んでいращやの方で困っていることは何か、ですとかそういったところを審議会で時間がある間だけでも取り上げられたらと思います。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。事務局からお願いします。</p>
内池主幹	<p>ありがとうございます。1点目の来年度の審議会についてですが、予定なのですが緊急にご審議いただく案件がなければ7月頃の開催を予定しております。具体的な開催日等につきましては、また決まり次第ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目の外国人の方へのということなのですが、前回の審議会で、村井委員の交流協会に私どもの方で出向いて、今年度はシンポジウムを行うということでそこで実際にアンケートを取らせていただいて、いわゆる生活者としての外国人という視点で今担当の方がアンケートの精査をちょうど行っているところでして、審議会が終わりましたら再度打ち合わせをする予定になっているのですが、その辺り補足がございましたら村井委員の方からお願いできますのでし</p>

	ようか。
村井委員	私共は市民レベルの交流をしております、具体的な市との外国人向けの政策ということに関しては、市民レベルとはまた違う部分がありますので、詳しいことはよく分かっていません。ただ、この多様性社会推進課になるということにやはり大きく前進というのでしょうか、それを感じております。そして、ただ今までこの会議に参加させていただいて3年目なのですが、男女共同というような言葉を使って参画を推進する会議をしてきましたが、次年度以降は男女共同ではなくなるということでしょうか。その辺は名前がもしかしたらむしろ多様性社会に関する会議になるのかなという風に、今日私もそのことを、私たち自身の会議の名称が変わるのかなということをお聞かせいただければと思います。
大沼会長	事務局お願いいたします。
内池主幹	ありがとうございます、なかなか鋭い質問を頂きました。確かに課名が変わるとなるとこういった会議名とかどうなるの、という風には思うところではありますよね。今現在の方向性といたしましては、冒頭に申し上げました通り男女共同参画というのは多様性の中に含まれる、多様性がすべてを包括するという考え方のもと課名を変更するのですが、現時点で計画に基づいてかなりセンターの事業も展開されているということがございますし、では男女共同参画が達成されたのかというところではまだそうとも言い切れない部分があるかなというところもありますので、計画を軸にしなさらさらに所管部署と手を繋ぎながら、地域づくりですね。広い意味で地域づくりになっていくのかなという風に思うのですが、両輪になるかと考えております。会議名につきましては、計画に基づきますので変更はない形という風に現時点ではしております。以上でございます。
大沼会長	ありがとうございます。課の名前が変わっても審議会の名称は変わらないというお答えでした。 その他委員の方から何かございますか。 松本委員お願いします。
松本委員	私も街中を歩いていてマタニティマークを付けた外国人のお母様をお見かけしたりとか、小さなお子様たちが街中を歩いているのもよく見かけるのですが、外国出身の方で日本で出産子育てをしていらっしゃる方がきちんと日本の義務教育に通っているのかですとか、乳幼児の教育でしたり、妊娠中の母親学級父親学級等にきちんと巻き込んでいるのかな、というところは気になるころではあります。もちろん外国出身の方たちがうまく日本語を覚えて日本の社会に馴染んでいただければすごく力を発揮していただけたらと思うのですが、そこで上手く日本の社会に溶け込めるようにこちらも努力していかないと、なかなか日本文化の継承というところも難しくなってしまうかと思っておりますのでそこを聞かせていただけたらと思います。
大沼会長	外国人の方の子育て家庭についての問題ですが、事務局からお願いいたします。
内池主幹	ご意見ありがとうございます。これは分かる範囲での回答になってしまうのですが、外国人の方が市川市でお子様を出産なさるとい時に、そういった母親父

	<p>親学級というのですか、家族を構築するための1番のとっかかりになるところだ と思うのですが、そういったことにつきましては、一般市民と同じですね、周知 は普通にしておりますので、ご参加の希望があれば参加していただいているとい うところと、あと母子手帳は大体全員の妊婦さんが取りにいらっしゃるのです が、その際にアイティという母子保健相談窓口というものがございまして、市内 4か所なのですが、そこで専門職が配布をしております。また妊娠届出書という 届出書がございまして、そちらにご記入していただいた際に、やはり保健師の方 とつながりまして、そこから母親学級父親学級に限らずですね、フォローが入っ ていくような体制をとらせていただいております。日本語が不自由な方に関しま しては、学級ですとその他大勢の中の内の1人の受講という形になりますので、 地区担当の保健師が個別で直接沐浴の指導をさせていただいたりですとか、お子 様の成長過程で近くの病院はこんなところがあるよ、や、日常生活に即した相談 と支援をさせていただいているような形です。また、母子手帳を取りに来ない方 でそのまま出産になってしまうような方はどうなるのだというところなのです けど、そういう方も中にはいらっしゃるのですが、基本病院の方で母子手帳がな いということが判明いたしますので、病院から直接連絡がまいります。そして地 域の保健師の方がそこから母子手帳をお届けに行つてという形で、どうにか行政 につながるような形になっております。だいたいそういう方は就学まではフォロ ーされまして、必要時に就学に当たっては学校の方とも連携をして引継ぎを行う というのもしております。以上になります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。外国人の方も多様性の1つということ 以上でしょうか。 藏委員。</p>
藏委員	<p>私自身が日本に来て日本で出産して日本で子育てをしました。最初は東京都 でした。一応母子手帳は貰ったのですが、その間生まれてからどうするかなど一切 アドバイスを受けておりませんでした。私は卒業してすぐ就職は内定しましたの で、そのとき思っていたのは、保育園に入れるのは当たり前だと思っていたので す。しかし、申し込んで言われたのは、あなたは留学に来たのですね。その一言 にすごく傷つけられました。というのは、出産のために日本に来たのではないか、 という意味ですね。だから、優先はできない。日本人と同じ順番待ちです、と 言われたのです。そしたらどうしようもないので、その言われた方は福祉センタ ーの担当の方なので、その言葉にどうも納得できなくて、そのまま役所に行って 児童課の方に話したらちょっと違いますねって、そしたら色々やっていただい て、結局保育園には入れなかったのですが、保育ママ、今は育児サポーターに名 前が変わりましたが、そこでは保育ママを紹介いただいて、その方の家で2年間 面倒を見ていただきました。思うには、母子手帳を渡されても、私たちは出産し てからどうするか、ということはすごく不安でした分私はその時楽観的で、多分 出産したら保育園に預けられるという風に勝手に思っていたので、結局そうでは ないので、先ほど就学まではフォローはされているのですが、その間、多分ずつ と保育園やあるいは幼稚園に通っていきなり就学に行くと、そうそうう</p>

	<p>まくいくケースは少ないです。多分日本の社会の中に馴染むのは相当時間がかかります。私たち大人もそうですし、子どもも同じではないかと思えます。その点は、ここの男女共同参画とはあまり関係ないのですが、本当に役所は妊娠してその出産の後のケアを少しでもしてもらえたら、アドバイスしてもらえたらすごく心強くなると思えますので、その点はできればお願いしようと思えます。以上です。</p>
内池主幹	<p>ありがとうございます。産後のケアというのは非常に大事になってくるかなと思います。保健センターの方で、産後のケアということで必ず現時点ではお子様とお母様に出産後お会いするというので、全戸訪問をさせていただいております。母子保健窓口アイティにおきましても、市川市で行っている母子保健サービス等について計画表というものがございまして、紙面でもこういったものが今後考えられていますよ、こういうものに参加できますよというようなこともお渡しをしております。またそういったものが読み込めないというのですかね、なかなか難しいという方もいらっしゃるし、産後は忙しくてそういった計画書の存在も忘れてしまうという方もいらっしゃると思うのですが、必ず1歳6か月検診だとか3歳児検診であるとか法定の健診がありまして、そこを受けていただけなかった方、未受診の方ですね、にも必ず未受診者のフォローというのを行っております、目視をするということが原則になっておりますので、夜間問わず実施をしている形になります。繰り返しにはなりますが、どうにか行政につながるようにということで、手は尽くしているというのが現状になります。以上です。ありがとうございます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。日々進歩しているということで。</p>
村井委員	<p>就学以前の問題はだいたいそういう形ですし、行政と本当に困っていらっしゃる外国の方たちの間をつなぐ、という作業というのでしょうか、そういう役割を今後も私たちもやっていきたいと思っておりますし、多くの方の力を借りてやっていこうと思っております。また、就学後、就学するため、義務教育に関してはこれは教育委員会も以前よりも外国籍の子ども、日本語が十分でない子どもに対する支援ということはだんだんに層が厚くなってきています。ただ本当に足りない。というのは、何しろ数が多い。日本語が十分ではなくて連れてこられる子供の数がとても多いです。学校現場も困っているというのが実際のところだと思います。もちろん義務教育ですのでどの子どもさんでもこの国から来ようとすべて受け入れなければいけないのですが、受け入れる前にこれだけの日本語を教えてきてください、と言って突き返されてしまうケースが多いです。ある程度の日本語能力を持って、学校に入って欲しいという風に学校現場も困っていますので、そういった面で就学未満というか、例えば5年生6年生でも日本語がまったくできない子はそのままでは学校には入れないのです。そのための日本語教育みたいなものが大きな問題になっている現状です。また少しずつ改善できればいいなとは思っていますが、それはまたここの会議でお話する内容とは違うので、またの機会になるとは思いますが、みなさんもまたそういったことを耳にされたりしたら、ぜひ行政の方に声を上げていくというようなお力添えがあれば助かります。あり</p>

	がとうございます。
大沼会長	<p>ありがとうございました。本当に日本の学校教育は一斉授業中心ですので、やはり言葉ができないと授業に参加していけないという問題があるなどと思います。</p> <p>古山委員お願いいたします。</p>
古山委員	<p>学校教育の話が出て、自分も教育委員会に関わったので、おっしゃるとおり十分ではなくて言葉の壁は大きいのですが、市としても日本語学級や、例えば中学校などにもそういう学級を設けてそこに外国人の方が来て日本語を学んで、というのをシステムとして取り入れていますし、とにかくある水準まで日本語を覚えてきてください、というのも現実的にありますが、それだけで切るのではなくて受け入れましょう、という姿勢も出てきています。欧米などに行くと英語を母国語としない教室が学校にある、そういう方向性を目指していかなければならないと思うのですが、行政には予算というものがあって、予算の配分があるからどこも手厚くというわけにはいかないと思うので、やはりこういう話の中で、今多様性の中で外国人の話が出ましたが、そういう中で例えば外国人の方に対する教育や子育て環境に特に重点を置くべきではないか、という提言のようなものも含めて、やっていく必要があるのかなど。先日ある外国人の方、ブラジルの方で障がい児、特別支援児童ですが、市川にはスクールバスがないと。スクールバスをやってくれ、それは難しいという話があって、だったら川崎市に引っ越すという話があったのですが、やはりそういう多様な人を受け入れていきいきとした社会をつくるということで言えば、そういう環境も整えていく必要があると思うので、色々なお話があって毎回勉強になっておりますが、そういう中で市川市はここが全国的に誇れるのだというところを1つでも2つでも作っていくと、そこで人が集まってきてまた考えが広がっていくのかなという風に思っています。市川の学校教育も頑張っているなので、よろしく申し上げます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。外国人の家庭のお子さんの日本語をなんとかできるようなサークルというのですか、場が少しでも広がっていけばいいといったご意見でありました。</p> <p>それでは以上でよろしいでしょうか。</p> <p>最後に事務局からお願いします。</p>
金谷主査	<p>男女共同参画センターにおける講座のご案内をいたします。</p> <p>チラシの方3枚配らせていただいているのですが、今年度も多くの講座を開催することができました。委員の方にご参加いただいた講座もあり、ありがとうございました。貴重なご意見を頂き、担当としてもとても励みになりました。3月にはこちらの3枚のチラシの講座を開催いたしますので、興味がありそうな方がいたらお声掛けしていただければ幸いです。また、来年度につきましても講座を企画しておりますが、委員の皆様からのご意見等を反映させた講座を開催できればと考えておりますので、何かございましたらお知らせいただければと思います。今後ともよろしく申し上げます。</p>
内池主幹	<p>続きまして、各答申案の今後の予定についてご連絡をいたします。</p> <p>会長の進行にもございましたとおり、本日ご意見を頂戴した箇所につきまして</p>

	<p>修正、調整し、皆様に確認いただいたのち、市長への答申を行います。その後庁内の合意を図りまして、事務局にて各計画を策定いたします。</p> <p>策定し次第、委員の皆さまには計画冊子をお送りいたします。</p> <p>なお、今年度の審議会は本日3回をもちまして終了となります。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ多くのご審議をいただきまして誠にありがとうございました。感謝申し上げます。事務局からは以上となります。</p>
大沼会長	<p>それではこれもちまして、令和元年度第3回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。</p>

令和2年 3月 13日
市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 大沼 良子